

令和8年8月10日

総務部

危機管理課 支援調整係

電話：027-226-2258 内線：2257

公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会と 「災害時における住家の被害認定調査等に関する協定書」を締結します

災害発生時における住家の被害認定調査を迅速かつ円滑に実施するため、群馬県は公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会と「災害時における住家の被害認定調査等に関する協定書」を締結します。

1 名称

「災害時における住家の被害認定調査等に関する協定書」

2 協力内容

- (1) 内閣府の運用指針に基づく調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- (2) 市町村が実施する住家等の被害認定調査業務
- (3) 市町村職員等を対象とする住家等の被害認定調査に関する研修の実施

3 相手方

公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会

4 締結式

- (1) 日 時 令和8年8月18日（火）11時00分～
- (2) 場 所 群馬県庁7階 危機管理センター オペレーションルーム1
- (3) 出席者 ○公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会
会 長（不動産鑑定士） 石川 直美 様
副会長（不動産鑑定士） 吉澤 卓 様
危機管理特別委員会委員（不動産鑑定士） 長谷川 玄 様
専務理事 船引 忠雄 様

○群馬県

危機管理監 飯塚 毅

危機管理課長 麦倉 智史